

# 大崎地方合併協議会

## 第5回議会議員の定数及び 任期等検討小委員会

日時：平成15年11月28日(金)午後1時30分

場所：田尻町勤労青少年ホ－ム 軽運動室

### 次 第

1 開 会

2 開会あいさつ

3 協議事項

議会議員の定数及び報酬等について…………… P1

4 その他

5 閉会あいさつ

6 閉 会

# 議会議員の定数及び任期等検討小委員会名簿

(敬称略)

委員区分	委員氏名	所属市町
2号委員 議会議長	佐藤清隆	古川市議会議長
	氷室勝好	松山町議会議長
	高橋源治	三本木町議会議長
	門間忠	鹿島台町議会議長
	遠藤悟	岩出山町議会議長
	中鉢昇	鳴子町議会議長
	三神祐司	田尻町議会議長
3号委員 学識経験者 (住民代表)	菅原忠男	古川市
	高橋義宣	古川市
	丸一男	松山町
	松本美佐子	松山町
	伊東茂	三本木町
	栗原和子	三本木町
	小林令子	鹿島台町
	武藤利孝	鹿島台町
	猪股松男	岩出山町
	佐藤技	岩出山町
	菅原信朗	鳴子町
	吉田惇一	鳴子町
	石澤京子	田尻町
	加藤節幸	田尻町
学識経験委員 議会議員	青沼智雄	古川市議会議員
	宮下佳民	松山町議会議員
	渡辺貞吾	三本木町議会議員
	栗田彰	鹿島台町議会議員
	鹿野虎夫	岩出山町議会議員
	遊佐辰雄	鳴子町議会議員
	千田秀一	田尻町議会議員

委員区分は、大崎地方合併協議会規約第7条第1項、大崎地方合併協議会小委員会規程第3条による。



## 資料 1

## 均等割 + 人口比率による各選挙区の定数と、議員一人あたりの住民数

市町名	古川市		松山町		三本木町		鹿島台町		岩出山町		鳴子町		田尻町		新市計		備考
	人口	人口比率	人口割	合計	人口割	合計	人口割	合計	人口割	合計	人口割	合計	人口割	合計	139,313人	100.00%	
均等割 5人	68人	17人	22人	2人	7人	2人	7人	3人	8人	4人	9人	2人	7人	3人	8人	33人	68人
	議員一人当たりの住民数		3,314人		1,010人		1,202人		1,757人		1,574人		1,327人		1,677人		2,049人
			3.28		1.00		1.19		1.74		1.56		1.31		1.66		2.03
	60人	13人	18人	1人	6人	2人	7人	2人	7人	3人	8人	2人	7人	2人	7人	25人	60人
	議員一人当たりの住民数		4,050人		1,179人		1,202人		2,008人		1,771人		1,327人		1,917人		2,322人
			3.44		1.00		1.02		1.70		1.50		1.13		1.63		1.97
	55人	11人	16人	1人	6人	1人	6人	2人	7人	2人	7人	1人	6人	2人	7人	20人	55人
議員一人当たりの住民数		4,556人		1,179人		1,402人		2,008人		2,024人		1,548人		1,917人		2,533人	
		3.87		1.00		1.19		1.70		1.72		1.31		1.63		2.15	
50人	8人	13人	1人	6人	1人	6人	1人	6人	2人	7人	1人	6人	1人	6人	15人	50人	
議員一人当たりの住民数		5,607人		1,179人		1,402人		2,343人		2,024人		1,548人		2,236人		2,786人	
		4.76		1.00		1.19		1.99		1.72		1.31		1.90		2.36	
45人	4人	9人	1人	6人	1人	6人	1人	6人	1人	6人	1人	6人	1人	6人	10人	45人	
議員一人当たりの住民数		8,100人		1,179人		1,402人		2,343人		2,362人		1,548人		2,236人		3,096人	
		6.87		1.00		1.19		1.99		2.00		1.31		1.90		2.63	
40人	3人	8人		5人		5人	1人	6人	1人	6人		5人		5人	5人	40人	
議員一人当たりの住民数		9,112人		1,414人		1,682人		2,343人		2,362人		1,858人		2,683人		3,483人	
		6.44		1.00		1.19		1.66		1.67		1.31		1.90		2.46	
34人															0人	0人	
均等割 4人	68人	21人	25人	2人	6人	2人	6人	4人	8人	4人	8人	3人	7人	4人	8人	40人	68人
	議員一人当たりの住民数		2,916人		1,179人		1,402人		1,757人		1,771人		1,327人		1,677人		2,049人
			2.47		1.00		1.19		1.49		1.50		1.13		1.42		1.74
	60人	17人	21人	2人	6人	2人	6人	3人	7人	3人	7人	2人	6人	3人	7人	32人	60人
	議員一人当たりの住民数		3,471人		1,179人		1,402人		2,008人		2,024人		1,548人		1,917人		2,322人
			2.95		1.00		1.19		1.70		1.72		1.31		1.63		1.97
	55人	14人	18人	1人	5人	2人	6人	3人	7人	3人	7人	2人	6人	2人	6人	27人	55人
議員一人当たりの住民数		4,050人		1,414人		1,402人		2,008人		2,024人		1,548人		2,236人		2,533人	
		2.89		1.01		1.00		1.43		1.44		1.10		1.60		1.81	
50人	12人	16人	1人	5人	1人	5人	2人	6人	2人	6人	2人	6人	2人	6人	22人	50人	
議員一人当たりの住民数		4,556人		1,414人		1,682人		2,343人		2,362人		1,548人		2,236人		2,786人	
		3.22		1.00		1.19		1.66		1.67		1.09		1.58		1.97	
45人	9人	13人	1人	5人	1人	5人	2人	6人	2人	6人	1人	5人	1人	5人	17人	45人	
議員一人当たりの住民数		5,607人		1,414人		1,682人		2,343人		2,362人		1,858人		2,683人		3,096人	
		3.96		1.00		1.19		1.66		1.67		1.31		1.90		2.19	
40人	6人	10人	1人	5人	1人	5人	1人	5人	1人	5人	1人	5人	1人	5人	12人	40人	
議員一人当たりの住民数		7,290人		1,414人		1,682人		2,812人		2,834人		1,858人		2,683人		3,483人	
		5.15		1.00		1.19		1.99		2.00		1.31		1.90		2.46	
34人	3人	7人		4人		4人	1人	5人	1人	5人		4人	1人	5人	6人	34人	
議員一人当たりの住民数		10,414人		1,768人		2,103人		2,812人		2,834人		2,322人		2,683人		4,097人	
		5.89		1.00		1.19		1.59		1.60		1.31		1.52		2.32	

市町名	古川市		松山町		三本木町		鹿島台町		岩出山町		鳴子町		田尻町		新市計		備考	
人口	人口比率	72,897人	52.33%	7,072人	5.08%	8,411人	6.04%	14,058人	10.09%	14,169人	10.17%	9,289人	6.67%	13,417人	9.63%	139,313人	100.00%	
定数	人口割	合計	人口割	合計	人口割	合計	人口割	合計	人口割	合計	人口割	合計	人口割	合計	人口割	合計		
均等割 3人	68人	25人	28人	2人	5人	3人	6人	5人	8人	5人	8人	3人	6人	4人	7人	47人	68人	
	議員一人当たりの住民数		2,603人		1,414人		1,402人		1,757人		1,771人		1,548人		1,917人		2,049人	
			1.86		1.01		1.00		1.25		1.26		1.10		1.37		1.46	
	60人	20人	23人	2人	5人	2人	5人	4人	7人	4人	7人	3人	6人	4人	7人	39人	60人	
	議員一人当たりの住民数		3,169人		1,414人		1,682人		2,008人		2,024人		1,548人		1,917人		2,322人	
			2.24		1.00		1.19		1.42		1.43		1.09		1.36		1.64	
	55人	18人	21人	2人	5人	2人	5人	3人	6人	4人	7人	2人	5人	3人	6人	34人	55人	
議員一人当たりの住民数		3,471人		1,414人		1,682人		2,343人		2,024人		1,858人		2,236人		2,533人		
		2.45		1.00		1.19		1.66		1.43		1.31		1.58		1.79		
50人	15人	18人	1人	4人	2人	5人	3人	6人	3人	6人	2人	5人	3人	6人	29人	50人		
議員一人当たりの住民数		4,050人		1,768人		1,682人		2,343人		2,362人		1,858人		2,236人		2,786人		
		2.41		1.05		1.00		1.39		1.40		1.10		1.33		1.66		
45人	13人	16人	1人	4人	1人	4人	2人	5人	3人	6人	2人	5人	2人	5人	24人	45人		
議員一人当たりの住民数		4,556人		1,768人		2,103人		2,812人		2,362人		1,858人		2,683人		3,096人		
		2.58		1.00		1.19		1.59		1.34		1.05		1.52		1.75		
40人	10人	13人	1人	4人	1人	4人	2人	5人	2人	5人	1人	4人	2人	5人	19人	40人		
議員一人当たりの住民数		5,607人		1,768人		2,103人		2,812人		2,834人		2,322人		2,683人		3,483人		
		3.17		1.00		1.19		1.59		1.60		1.31		1.52		1.97		
34人	7人	10人	1人	4人	1人	4人	1人	4人	1人	4人	1人	4人	1人	4人	13人	34人		
議員一人当たりの住民数		7,290人		1,768人		2,103人		3,515人		3,542人		2,322人		3,354人		4,097人		
		4.12		1.00		1.19		1.99		2.00		1.31		1.90		2.32		
均等割 2人	68人	28人	30人	3人	5人	3人	5人	5人	7人	6人	8人	4人	6人	5人	7人	54人	68人	
	議員一人当たりの住民数		2,430人		1,414人		1,682人		2,008人		1,771人		1,548人		1,917人		2,049人	
			1.72		1.00		1.19		1.42		1.25		1.09		1.36		1.45	
	60人	24人	26人	2人	4人	3人	5人	5人	7人	5人	7人	3人	5人	4人	6人	46人	60人	
	議員一人当たりの住民数		2,804人		1,768人		1,682人		2,008人		2,024人		1,858人		2,236人		2,322人	
			1.67		1.05		1.00		1.19		1.20		1.10		1.33		1.38	
	55人	21人	23人	2人	4人	3人	5人	4人	6人	4人	6人	3人	5人	4人	6人	41人	55人	
議員一人当たりの住民数		3,169人		1,768人		1,682人		2,343人		2,362人		1,858人		2,236人		2,533人		
		1.88		1.05		1.00		1.39		1.40		1.10		1.33		1.51		
50人	19人	21人	2人	4人	2人	4人	4人	6人	4人	6人	2人	4人	3人	5人	36人	50人		
議員一人当たりの住民数		3,471人		1,768人		2,103人		2,343人		2,362人		2,322人		2,683人		2,786人		
		1.96		1.00		1.19		1.33		1.34		1.31		1.52		1.58		
45人	16人	18人	2人	4人	2人	4人	3人	5人	3人	5人	2人	4人	3人	5人	31人	45人		
議員一人当たりの住民数		4,050人		1,768人		2,103人		2,812人		2,834人		2,322人		2,683人		3,096人		
		2.29		1.00		1.19		1.59		1.60		1.31		1.52		1.75		
40人	14人	16人	1人	3人	2人	4人	2人	4人	3人	5人	2人	4人	2人	4人	26人	40人		
議員一人当たりの住民数		4,556人		2,357人		2,103人		3,515人		2,834人		2,322人		3,354人		3,483人		
		2.17		1.12		1.00		1.67		1.35		1.10		1.60		1.66		
34人	11人	13人	1人	3人	1人	3人	2人	4人	2人	4人	1人	3人	2人	4人	20人	34人		
議員一人当たりの住民数		5,607人		2,357人		2,804人		3,515人		3,542人		3,096人		3,354人		4,097人		
		2.38		1.00		1.19		1.49		1.50		1.31		1.42		1.74		

市町名		古川市		松山町		三本木町		鹿島台町		岩出山町		鳴子町		田尻町		新市計		備考
人口	人口比率	72,897人	52.33%	7,072人	5.08%	8,411人	6.04%	14,058人	10.09%	14,169人	10.17%	9,289人	6.67%	13,417人	9.63%	139,313人	100.00%	
定数		人口割	合計	人口割	合計	人口割	合計	人口割	合計	人口割	合計	人口割	合計	人口割	合計			
均等割 1人	68人	32人	33人	3人	4人	4人	5人	6人	7人	6人	7人	4人	5人	6人	7人	61人	68人	
	議員一人当たりの住民数		2,209人		1,768人		1,682人		2,008人		2,024人		1,858人		1,917人		2,049人	
			1.31		1.05		1.00		1.19		1.20		1.10		1.14		1.22	
	60人	28人	29人	3人	4人	3人	4人	5人	6人	5人	6人	4人	5人	5人	6人	53人	60人	
	議員一人当たりの住民数		2,514人		1,768人		2,103人		2,343人		2,362人		1,858人		2,236人		2,322人	
			1.42		1.00		1.19		1.33		1.34		1.05		1.26		1.31	
55人	25人	26人	2人	3人	3人	4人	5人	6人	5人	6人	3人	4人	5人	6人	48人	55人		
議員一人当たりの住民数		2,804人		2,357人		2,103人		2,343人		2,362人		2,322人		2,236人		2,533人		
		1.33		1.12		1.00		1.11		1.12		1.10		1.06		1.20		
50人	23人	24人	2人	3人	3人	4人	4人	5人	4人	5人	3人	4人	4人	5人	43人	50人		
議員一人当たりの住民数		3,037人		2,357人		2,103人		2,812人		2,834人		2,322人		2,683人		2,786人		
		1.44		1.12		1.00		1.34		1.35		1.10		1.28		1.33		
45人	20人	21人	2人	3人	2人	3人	4人	5人	4人	5人	2人	3人	4人	5人	38人	45人		
議員一人当たりの住民数		3,471人		2,357人		2,804人		2,812人		2,834人		3,096人		2,683人		3,096人		
		1.47		1.00		1.19		1.19		1.20		1.31		1.14		1.31		
40人	17人	18人	2人	3人	2人	3人	3人	4人	4人	5人	2人	3人	3人	4人	33人	40人		
議員一人当たりの住民数		4,050人		2,357人		2,804人		3,515人		2,834人		3,096人		3,354人		3,483人		
		1.72		1.00		1.19		1.49		1.20		1.31		1.42		1.48		
34人	14人	15人	1人	2人	2人	3人	3人	4人	3人	4人	2人	3人	2人	3人	27人	34人		
議員一人当たりの住民数		4,860人		3,536人		2,804人		3,515人		3,542人		3,096人		4,472人		4,097人		
		1.73		1.26		1.00		1.25		1.26		1.10		1.60		1.46		

## 衆議院議員選挙における議員定数是正訴訟最高裁判例

選挙年	格差	判決年	判断	備考
1972年	4.99	1976年	違憲状態	違憲・事情判決（注1）
1980年	3.94	1983年	違憲状態	違憲状態であるが，是正ために必要な合理的な期間であった（注2）
1983年	4.40	1985年	違憲状態	違憲・事情判決
1986年	2.92	1988年	合憲	
1990年	3.18	1993年	違憲状態	違憲状態・合憲判決（1983年判決と同趣旨）
1996年	2.309	1999年	合憲	小選挙区比例代表並立制は合憲

## 注1；事情判決

違憲であったとしても，選挙の効力については，選挙全体として無効にすることにより生ずる不当な結果を回避するために，行政事件訴訟法第31条の定める事情判決（処分は違法であっても，それを取り消すことが公共の福祉に適合しないと認められるとき，違法を宣言して請求を棄却する判決で，公職選挙法第219条は適用を認めていない）の法理を「一般的な法の規則原則に基づくもの」として適用し，選挙を無効とせず違法の宣言にとどめる判決。しかし，これでは違憲宣言の繰り返しに終わる可能性もある。したがって，違法宣言以外の判決として，定数は正ができるまでの間は，公職選挙法第204条に基づく選挙無効判決の効果の発生を延ばし，すみやかな定数是正と選挙の実施を促すという考え方（将来効判決）を主張する意見もある。

## 注2；是正のための合理的期間

違憲状態の是正のために必要な合理的期間が過ぎたか否かが問題になる。この問題については，どのような条件の下で，どの程度の期間認められるべきかの判定基準が抽象的で，学説での検討もあまり進んでいない。

【資料；経済同友会HP】

## 衆議院議員小選挙区の区割り改定に伴う人口格差

改定に伴う最大人口格差（平成12年国勢調査）

【改定前】		【改定後】	
〔最大〕	〔最小〕	〔最大〕	〔最小〕
神奈川7区	島根3区	兵庫6区	高知1区
607,520人	236,103人	558,947人	270,743人
2.573倍		2.064倍	

【資料；総務省HP】

資料 3

類似団体及び県内各市の議員定数，議員報酬等

【類似団体】

市名	面積 (km <sup>2</sup> )	人口 (人)	法定定数 (人)	条例定数 (人)	報酬(円)			備考
					議長	副議長	議員	
帯広市	618.94	173,033	34	32	580,000	510,000	470,000	
つくば市	259.59	165,968	34	33	547,000	480,000	447,000	
小山市	171.61	152,721	34	30	600,000	540,000	510,000	
上越市	249.30	132,842	34	30	547,000	484,000	456,000	
鳥取市	237.20	150,436	34	32	615,000	540,000	500,000	
米子市	106.41	138,702	34	32	615,000	540,000	500,000	
松江市	221.38	147,940	34	34	615,000	530,000	500,000	
山口市	356.90	140,458	34	30	540,000	465,000	435,000	
都城市	306.21	131,918	34	32	481,000	402,000	388,000	



【県内各市】

市名	面積 (km <sup>2</sup> )	人口 (人)	法定定数 (人)	条例定数 (人)	報酬(円)			備考
					議長	副議長	議員	
仙台市	783.54	1,008,024	64	60	1,030,000	920,000	850,000	
石巻市	137.03	119,796	34	32	546,000	482,000	445,000	
塩竈市	17.85	61,550	30	23	498,000	437,000	409,000	
気仙沼市	184.35	61,459	30	27	468,000	393,000	366,000	
白石市	286.47	40,793	26	24	456,000	385,000	362,000	
名取市	100.06	67,200	30	24	504,000	420,000	395,000	
角田市	147.58	34,354	26	21	447,000	376,000	352,000	
多賀城市	19.65	61,456	30	22	481,000	412,000	384,000	
岩沼市	60.72	41,406	26	21	451,000	387,000	365,000	

類似団体（H - ）人口13万人～18万人，産業構造の第2次・第3次 85～95%  
面積，人口（平成12年国勢調査）は，平成13年版全国市町村要覧  
定数，報酬は，平成14年12月31日現在 全国市議会議長会調べ  
松江市；議長・副議長・議員 各2%，仙台市；議長・副議長5%，議員3% 減額中。

# 大崎地方合併協議会地域医療検討小委員会に関する試案

2003-11-22

## [ 基本目標 ]

- 1 . すべての市民に安全と安心を：救急・休日夜間診療について、全市民に平等なアクセスと質を提供する。そのため、旧・市町をブロックとして、公的病院と地元医師会との連携体制を拡充することにより、救急・休日夜間診療をさらに整備する。
- 2 . 街全体がホスピタル：公的病院と民間医療施設との連携・機能分担をさらに強化する。診療圏が広域化することに対応して、通院の利便を高めるために公共交通網の整備を求める。
- 3 . 予防から介護までの一貫したサービス体制：一般医療だけでなく、疾病予防・健康増進、末期治療・緩和ケア、福祉介護に至るまで、全市民が一貫したサービスを受けられるよう、その拠点を整備する。

## [ 新しい病院の組織 ]

- 1 . 古川市立病院と他の3町立病院・1診療所とを統合して、人事と経営を一体化する。新病院は、現・古川市立病院を本院とし、他の3町立病院・1診療所を各分院・診療所とする。
- 2 . 全体を統括する病院事業管理者を置くとともに、本院・分院・診療所に院長・分院長・診療所長を置く。
- 3 . 病院管理事業者は、地方公営企業法の全部適用のもと本院・分院・診療所を一体として管理する。そして、医療法上の管理・責任は、それぞれの院長・分院長・診療所長が行う。
- 4 . 病院事業管理者の下に病院事業本部を設置し、事務部門を強化する。病院事業本部の中に、企画部門・人事部門・経営部門を置き、以下の業務を分掌する。本院・分院・診療所の事務部門は、病院事業本部のもとで、各施設における事業を執行する。

病院事業本部に設置される各部門は、以下の業務を分掌する。

企画部門 = 今後の医療環境を生き抜く経営戦略の企画、医療水準と住民サービス向上のための中長期ビジョンの構築、医療訴訟の対応

人事部門 = 本院・分院・診療所に対する一元的な人事管理、医師を始めとする職員確保の取り組み

事務職も技術職（医師含む）も、本院・分院・診療所間の異動を可能とする（勤務地により給与加算も考慮）。事務職については、市長部局との交流を行う。

経営部門 = 本院・分院・診療所の経営健全化対策の立案・実施

検査部門、給食部門、物品の購入などの中央化による経営基盤の強化を積極的に推進する。

- 5 . 外部評価委員会を設置して、医師会、市民代表、各方面の有識者・専門家による評価を受ける。これにより、新病院（本院・分院・診療所）における医療の質と経営の質の両面について定期的に幅広い意見を受けながら、医療及び経営の戦略を検討する。
- 6 . 管理者・院長会議を設置して、本院・分院・診療所の運営状況を定期的に協議する。これには、管理者、本院長、各分院長、診療所長に加えて、本院・分院・診療所の各事務長も参加する。各施設の外来受診者数、病床稼働状況医療上の問題、経営上の問題などについて協議する。
- 7 . 本院・分院・診療所の各施設は、当該する地域医師会・民間医療施設との連携にもとづいて、救急・休日夜間診療体制をさらに整備する。その際、現行の「古川方式」を参考に、それぞれの旧市町をブロック単位として、分院・診療所と民間医療施設との連携による輪番制を確立する。
- 8 . 急速な人口高齢化が進展するなか、住民の健康づくり（健康増進・疾病予防）に対する期待は高まる一方である。地域保健サービスは、従来より市町村が実施主体となって行われており、その強化が図られているところである。その意味で、地域保健サービスを新病院の政策的事業の一環として位置付け、「健康日本21」にもとづく健康増進諸施策を全市に展開させる必要がある。

さらに、学校保健などの各サービスの実施において、新病院（本院・分院・診療所）は地域医師会との連携強化・役割分担をさらに強化する。

[ 本院・分院・診療所の機能分担 ]

- 1 . 古川市立病院（本院）は、新市における中核医療施設として、高次救急・救命医療、災害対応、高度急性期医療を担当する。  
民間医療機関および各分院・診療所との連携・役割分担をさらに強化し、地域医療支援病院の認定に必要な外来紹介率80%という基準を充たす（現状＝45%）ことを目指す。
- 2 . 各分院・診療所は、2つの機能を担うものとする。第1に、それぞれの地域における初期治療（1次救急を含む）・慢性疾患治療を行うことであり、第2に、新市全体に貢献できる特殊機能を分担する。
- 3 . 第1の機能を果たすため、各分院・診療所は各地域の医療ニーズと新市全体の医療バランスを考慮した診療科目を設置する。特殊科目の外来については、専門医が各分院・診療所を巡回することも必要となる。
- 4 . 第2の機能すなわち特殊機能の例として、リハビリテーション医療、緩和ケア、在宅医療、健康科学（健康増進と疾病予防）、痴呆対策（予防・治療・ケア）などが考えられる。  
各分院・診療所は、これまでの経緯および住民ニーズをもとに、これらのうち1つを分担し、高い専門機能を果たすものとする。  
新市の地理的状況に鑑み、これら特殊機能を新市の全住民に提供するためには、ただ単に各分院・診療所に来院する患者を待つだけでなく、むしろ地域に入り込むサービスを展開する必要がある。  
なお、上記機能のうち、鳴子温泉病院は、リハビリテーション医療と温泉を用いた健康管理の機能を拡充することが望ましい。さらに、痴呆については、予防だけでなく、痴呆を疑われる患者の診断と治療、そして適切なケアの提供まで行うことが望ましい。

[ 各病院・分院・診療所の規模 ]

- 1 . 各病院・分院・診療所の病床規模および診療科目については、地域住民の要望、新市全体における地理的・人口的条件、交通事情、過去5年間の平均病床稼働状況などをもとに検討する。さらに病床全体における療養型病床の適正規模についても検討する。

- 2 . 病床数の計画にあたっては、宮城県地域保健医療計画（平成15年8月策定）で示された（医療法第30条の3第2項第3号の規定による）大崎医療圏の基準病床数1598床が平成14年9月30日時点の既存病床数1878床を上回っていることに留意する。
- 3 . 各病院・分院・診療所の病床規模・診療科目および特殊機能に応じて、医師の適正配置のあり方について検討する。

[ 付記事項 ]

- 1 . 地域医療が広域化することに対応して、住民の不便・不安を軽減するために、公共交通の整備・助成を含めて交通手段の確保にさらに努力すべきである。
- 2 . 三本木町については、県による中核施設構想を中止するとの決定が知事より示されたが、今後なお動向に注目しつつ、担うべき地域保健医療機能のあり方を検討する。
- 3 . 各病院・分院・診療所の病床規模・診療科目・職員規模などについては、本試案に基づいて関係者の間で協議をさらに深めた上で、具体的数値を示すものである。
- 4 . 統合された各病院（本院・分院・診療所）の財務・経営方針については、これまでの状況を踏まえて、関係者の間で十分に協議・合意したうえで、新しいシステムの具体化を図るものとする。

## 大崎地方合併協議会地域医療検討小委員会に関する試案

2003-11-22

### [追加事項]

大崎口腔保健センター（仮称）について

新市における休日・救急歯科診療の充実、在宅介護高齢者などにおける口腔ケアのニーズ、8020運動の一層の発展などという観点から、大崎口腔保健センター（仮称）の設置を勧告する。

その際、公設民営（設置者＝新市、運営＝大崎歯科医師会）のような柔軟な態度を考慮すること、歯科医療だけでなく地域における歯科保健サービスの拠点とすることが重要な視点であると思われる。

別紙 4

次回会議の開催について

次回会議の開催については、下記のとおり提案する。

記

1．開催日時

平成15年12月 6日(土)  
午後3時から

2．開催場所

宮城県古川合同庁舎1階大会議室

## お詫びと訂正について

平成 15 年 10 月 11 日に開催された第 3 回地域医療検討小委員会における久道先生の質疑に対し、誤った回答を行ったので下記のとおり訂正し、お詫び申し上げます。

### 議事録の訂正

第 3 回地域医療検討小委員会議事録 3 頁 2 8 行目

古川市立病院横山光孝企画開発課長発言中「その形を取らしていただきまして減価償却を行っております。」を「南病棟に限らず全ての減価償却費の算定においてみなし償却は行っておりません。」に訂正。

### みなし償却を行わない事由

地方公営企業法施行規則第 8 条第 4 項は、地方公営企業におけるいわゆる「みなし償却」の特例を認めているが、この特例に該当する公営企業は、水道事業やガス事業など一部の公営企業に限られている。

これらの公営企業においては「事業収入である公共料金の算定をするときに、補助金や負担金等で取得した固定資産の減価償却費を料金に折り込み利用者に負担させることとした場合は、投下資本の二重回収となり、補助金、負担金の趣旨に反することになる。」という理由で特例が認められている。

しかし、病院事業にあっては、「事業収入である診療収益は、経営状況の如何に関わらず社会保険診療報酬制度として国が決定するものであり、これらの特例に該当しないものである。」という事由から南病棟に限らず全ての減価償却費の算定において「みなし償却」は行っていない。

### 地方公営企業法施行規則第 8 条第 4 項

地方公営企業の有形固定資産で、資金的支出に充てるために交付された補助金、負担金その他これらに類する金銭又は物件（以下「補助金等」という。）をもって取得したものについては、当該有形固定資産の取得に要した価格からその取得のために充てた補助金等の金額に相当する金額（物件にあっては、その適正な見積価格という。）を控除した金額を帳簿減価又は帳簿価格とみなして、第 1 項の規定により各事業年度の減価償却額を算出することができる。



## 第4回地域医療検討小委員会会議結果報告書の訂正について

訂正箇所 4ページ(下線部分)

再セッション 財政支援

### (4) 新市における地域医療・救急医療のあるべき姿について(意見交換)

菅野純一委員：結論的には、今後の1市6町における病院の形態を含む相互間の機能の議論、民間病院と診療所の機能分担ということを含めた上で、自治体病院・診療所にいかに特性を持たせるかという議論に入ってきたのではないかと考えております。その中ですでに話しておりますように、リハビリ機能、在宅ホスピスケアを含むリハビリあるいは物忘れ外来、脳卒中、寝たきり医療、予防医療これらにつきましては、後ほど町田委員から話していただきます。私からは鳴子町で地域で現在取り組んでいる温泉療法プランに触れさせていただきます。本県で8月5日に緊急経済再生事業を策定しております。この中に温泉療養を含めて、現代版の湯治場の推進、これを1つのプロジェクトとして位置づけております。平成16年、17年の2カ年に亘り、今後、環境整備等につきまして自治体を含めて助成してまいりたいと考えています。自治体においても今現在、東根市、蔵王町で既に手がけております温泉デイサービス、そういったことについても今後展開していかなければ、療養だけでなく、痴呆予防、健康増進、健康維持増進といった面まで、広げていけるのではないかと考えています。我々としても期待しているところであります。自治体病院・診療所相互間、あるいは民間・診療所相互間機能分担していくのであれば、いずれ古川市立病院を中核とした、市立病院の改築が目前にせまっていると伺っております、合併のそういった方向を今後とも続けていくということであれば、我々としても応分の再セッションをしていきたいと思っております。